

# 参考 2 – 1

## 郵政行政モニタリング会合（第1回） 議事要旨

### 1 日時

令和4年2月15日(火)10時00分～12時00分

### 2 場所

中央合同庁舎2号館 総務省 11階 1102会議室（構成員におかれましてはオンライン参加）

### 3 出席者（敬称略、順不同）

#### (1) 構成員

泉本 小夜子、上瀬 剛、斎藤 邦史

#### (2) 総務省（事務局）

竹内総務審議官

情報流通行政局郵政行政部：今川郵政行政部長、高田企画課長、渡辺検査監理室長、  
松田郵便課長、小林貯金保険課長、寺村信書便事業課長、増原企画課統括補佐

### 4 議題

- (1) 「郵政行政モニタリング会合」開催要綱について
- (2) 郵政行政の概要について
- (3) 日本郵政グループのガバナンス・コンプライアンス体制について
- (4) 意見交換
- (5) 今後の進め方について

### 5 議事概要

- ・ 事務局より、議題に沿って、資料1-1から資料1-4に基づき、説明があった。
- ・ その後の意見交換において、各構成員からの主な意見は以下のとおり。
  - 法令上の報告徴求があることは大事だが、実際には報告徴求でなくとも日常的に説明を受けているし、事業者も平時でも迅速に報告するという関係が築かれていることが重要。
  - 不祥事事案については、所謂法令違反として顕在化する前にリスクを共有するという点も重要。問題化するには何か要因があるので、顕在化する前のリスクを共有しつつ、法令違反が起きる前の打ち手を考える必要もある。

- 郵便局は小規模な体制で貯金保険業務を行っており、その監査監視と業務とを完全に分けることが現実には難しいという面はある。実行できないルールを課しても、ルール逃れにつながる。郵便局が置かれている実際のリソースを踏まえて、現場が実行できるやり方を考えることが重要ではないか。
- コンプライアンス・ガバナンスという観点から、スリーラインズ・モデルというフレームワークに沿って3点コメントする。
  - ・ 1線の現場における再発防止策として、横領や郵便物廃棄などのやってはいけないと分かっていることに対しては、教育の効果は限定的。教育に効果があるとすると、悪いことは見過ごさないという認識を徹底すること。そのためには検査態勢の裏付けが必要。不正を現場の問題として捉えるには、内部通報の充実が大切。かんぽ不適正募集問題では、いくつか施策が出ており、これを見守ることになるだろう。ただし、内部通報制度が形式的に整備されていても、公正に運用されるという信頼がないと機能しない。
  - ・ 2線の本社のコンプラ部門について、郵便局のように拠点が多いところは、本社のコンプラ部門が全部を直接見るのは現実的でない。参考までに都市銀行では1線と2線の間に1.5線が入る。これは、例えば事業部門の中のコンプラ統括部門が現場と繋ぐコンプラ活動とりまとめの受け皿となる。日本郵政グループのように規模が大きい会社ではそのような配慮も必要ではないか。
  - ・ 3線となる監査部門については、昨今の不祥事ではガバナンスレベルの再発防止として、内部監査部門から監査委員会へ報告させる改革が実施されている例がある。郵便会社では、内部監査の実効性・独立性を高めるために、監査役会の態勢をより強くすることも考えられる。
- 個人情報との関係では、欧州 GDPR は一定の組織には DPO というポストを設置することを要求している。この DPO は単に責任を持つだけではなく、通常の業務ラインからの独立性も求められている。とりわけデータガバナンスにおいては第三者性が重視されるので、そのような観点も加味して防御線の設計をするのがひとつの考え方。
- 総務省のモニタリングは、ヒアリングや書面で実施しているということだが、会社は社内でどのようなフォローアップを行っているのか。定期的に全郵便局からヒアリングをしているとは思えず、総務省へ報告するためにどのような進捗状況の把握をしているのか、会社側の声を聞きたい。また、そもそも不祥事の再発防止策が上滑りしていないか、仕組み作りまで考えないといけない。全郵便局が横並びである必要はないし、リスクや人数に応じた考えも必要。会社側から郵便局の態勢・運用について聞いてみたい。
- 事務受託など行っている郵便局もある状況で、グループ全体のマネジメントをどうし

ていくか。郵便局のデジタル化という点で、サイバーセキュリティの対策等システム的な要所も考える必要がある。また、いかに職員個人が会社のお金に触れないようにするかといった、個別に犯罪が起こりにくい仕組みを考えていくことが必要。

- 近年、銀行業では、リテール拠点を減らすと共に、現場の窓口ではデータ化を進めて、キャッシュ自体の取り扱いも限定される方向にある。手続のIT化を進め、局員は顧客の機器操作のサポートに徹してしまうのは1つの考え方。
- 一方、IT化にも限界もあり、責任がある人に権限を付与せざるを得ないという状況は残るが、何か不正があったときに発見しづらいということに繋がってはいけない。最後に重要なのは、人の牽制であり、内部通報である。多くの人の目に触れて、少しでもおかしいと思ったら内部通報をするというのが補完的な仕組みといえる。